

日南町公告第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき日南町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、一般の縦覧に供する。

なお、日南町森林整備計画の樹立の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、日南町長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和 7年 1月20日

日南町長 中 村 英 明

1. 縦覧場所 日南町役場農林課ホームページ

https://www.town.nichinan.lg.jp/nouringyo_sangyo/noringyo_shuno/shinrinnikakawarukeikaku_hoshin/2275.html

2. 縦覧期間

自	令和 7年 1月20日
至	令和 7年 2月20日